

令和8年度 寒河江市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための基本的な方針を定める。

第2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

第3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

第4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる施設は、その所在地が寒河江市内にあり法第2条第4項で規定する別紙1に掲げる施設等とする。

第5 調達対象物品等

本市が障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

（1）物品

木工品・家具類、繊維・革製品類、文具・事務調度品類、雑貨・日用品類、印刷類、燃料類、飲食料類、その他障害者就労施設等が提供可能な物品

（2）役務

情報処理類、構築物管理類、廃棄物処理類、運送類、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

第6 調達方針

- 1 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、全庁的な取り組みを推進する。
- 2 障害者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を組織全体で共有し、障害者就労施設等への発注に努める。
- 3 障害者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）等の規定に基づく随意契約を活用する。
- 4 各課等は、計画的に物品等の発注を行い、また適切な納期の設定を行うなど、障害者就労施設等からの調達推進に配慮する。

第7 調達の目標

調達の目標額は、前年度の調達実績を上回る額とする。

第8 調達方針及び調達実績の公表

- 1 本方針を策定又は見直したときは、市ホームページ等により公表する。
- 2 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

第9 その他

この調達方針に関する担当窓口は、福祉国保課とする。

別紙 1

調達の対象となる障害者就労施設等

施設等の区分	説 明
就労継続支援 (A型・B型)	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定時間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。)
地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第27項に規定され、創作的活動又は生産機会の提供、社会との交流等を行う事業所
小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
特例子会社	障害者の雇用の特例の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
重度障害者 多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続か継続して雇用している事業主
在宅就業障害者等	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

※障害者総合支援法…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)をいう。